

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 中川 加津代

- I 開催年月日 令和元年 9 月 25 日（水）
II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 43 分
III 出席委員等〔出席委員〕◎中川加津代 ○林 貴文 角田 悠紀
坂林 永喜 金森 一郎 金平 直巳
樋詰 和子 水口 清志 大井 正樹
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔議長〕 狩野 安郎議長
〔副議長〕 ※坂林 永喜副議長は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり（福田市長政策部長が病気療養のため、関原秘書課長が公務のため欠席）
〔委員外議員〕 高瀬 充子 中村 清志 高岡 宏和
酒井 善広 福井 直樹
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 室川 弘昭
関本 尚彦
〔傍聴者〕 1 名

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 113 号 令和元年度 高岡市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会所管分
議案第 115 号 高岡市監査委員条例等の一部を改正する条例
「高岡市監査委員条例の一部改正」
「高岡市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正」
「高岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」
議案第 116 号 高岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
附則
「高岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」
「高岡市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」
「高岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正」
議案第 117 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
「高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」

- 「高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」
- 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」
- 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正」
- 議案第 118 号 高岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 119 号 高岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 130 号 高岡市青年の家条例の一部を改正する条例
- 議案第 131 号 高岡市立学校設置条例等の一部を改正する条例
 - 「高岡市立学校設置条例の一部改正」
 - 「高岡市学校教育振興基金条例の一部改正」
 - 「高岡市八塚教育振興基金条例の一部改正」
 - 「高岡市暴力団排除条例の一部改正」
 - 「高岡市公民館条例の一部改正」
 - 「高岡市夜間照明施設の使用料に関する条例の一部改正」

以上、予算議案 1 件及び条例議案 7 件の計 8 件については、審査の結果、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 113 号のうち、臨時財政対策債について】

- 臨時財政対策債の残高は、平成 21 年度末の約 154 億円から、30 年度末は、約 328 億円と 2 倍以上に膨れている。臨時財政対策債については、様々な議論があるが、地方自治体が立替払いする地方交付税という性質がある。本市では、現在、財政健全化緊急プログラムにより公債費や市債発行の抑制が求められているが、今後の臨時財政対策債発行に対する基本的な考えは。
- △ 臨時財政対策債については、地方交付税で全額措置されることから、基本的に地方交付税の代替措置という認識であり、残高は増加しているが、財政自体を圧迫するものではないと考えている。一方、臨時財政対策債については、発行していない自治体もあること、また発行しない方が単年度ごとの財政状況が分かりやすくなるとともに、負担も少なくなることは理解しているものの、本市の財政状況を踏まえると、当分の間、全額発行が必要と考えており、財政健全化緊急プログラムにおいても、臨時財政対策債の発行を踏まえて推計している。公債費については、選択と集中により投資的経費を選別する中で圧縮していきたい。
- 財政の専門家によれば、臨時財政対策債は、後年度に地方交付税で措置されるとはいえ、債務を返済するのは発行体である地方自治体であること、また、償還期間を施設の耐用期間に合わせ、建設費用を世代間で分かち合うことができる建設公債

とは異なり、単なる将来世代への負担先送りであり、禁じ手であること、また、地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額は、土木費、教育費、厚生労働費、産業経済費などの行政項目別に、地方自治体の人口、教職員数、児童生徒数、高齢者人口などを基礎に算出するが、人口減少によって、各行政項目の基準財政需要額が減少すれば、元利償還金相当額を交付税措置したとしても、地方交付税の交付金額は純増とはならない場合があること、さらに、このまま臨時財政対策債のような赤字地方債に依存する状況が続けば、地方公共団体の財政を不安定にしかねないといった指摘がある。このことから、自治体は、臨時財政対策債の計画的削減に取り組み、財源不足については、交付税率の引き上げによる地方交付税の確保によって対応すべきと考えるが、見解は。

△ 臨時財政対策債の発行により、将来世代につけを回すという指摘は、国全体としては当てはまるが、その解決については国の財政運営の改善に頼るしかない。地方においては、本来、地方交付税として措置されるものを、臨時財政対策債の発行可能額という形で措置されており、必要に応じて臨時財政対策債を発行していると考えている。

当概年度の一般財源を確保するうえで、臨時財政対策債は必要であり、県内では、ほとんどの自治体が満額発行している。一方で、類似団体では、発行せず財政運営をしている自治体、また発行しても一部の金額に留めている自治体もあり、それが、歳入に対する市債発行額の依存率低下に寄与している実態もある。なお、あくまで借金なので抑制した方が良いとの考えもあり、国においても地方財政計画を見直す中で、臨時財政対策債の資格額が大幅に下がっている。本市でも、平成 30 年度は約 27 億円だった発行額が、令和元年度は約 23 億円弱と、約 4 億円下がっている。予算上は、今回増額補正したが、予算と見込額の差であり、実績としては明確に減額となる。国においても、いかに地方の負担を減らしていくかということについて考えており、本市においても臨時財政対策債の発行額は、今後減少していくものと考えている。

○ 臨時財政対策債は、3 年間の時限立法として平成 13 年度に創設された特例債であったが、経済情勢の悪化等から経過措置の更新が行われ、現在も続いている。各地方議会では、臨時財政対策債について、発行すべきではないとの議論もある。本市においても、廃止までとは言わないが、地方交付税を引き上げる本筋の議論をすべきではないかと考えるが、見解は。

△ 臨時財政対策債に頼らない、地方交付税の原資の確保や交付税の法定率引き上げも含めた制度自体の検討が必要であると考えており、本市としても財源の確保に向けて要望していく。

【議案第 113 号のうち、公共交通対策事業費について】

○ 公共交通活性化事業費について、内容及び補助金額の積算方法は。

△ 本市を中心としたバス路線に対する運行に係る赤字分を国・県・沿線市で補てんするもので、路線が二つ以上の市域にまたがる場合、沿線市の負担額の 50%を各市が均等割として負担し、残り 50%を路線距離に応じた距離割として負担している。

- 補助金の対象事業者名は。
- △ 主に、加越能バス株式会社である。
- 近年の補助金の傾向は。
- △ バス事業者の会計年度が10月1日から翌年9月30日までということで、例年この時期に補正している。平成30年度は、長いバス路線が廃止されたこと、また、乗客が若干増えて収益が改善されたことから予算要求額に対する実績額は下回ったが、基本的には要求額に対して増嵩する傾向にある。
- 平成30年度と比較した令和元年度の補正予算要求額は。
- △ 30年度並みである。ただし、路線が減っている一方で、要求額が変わらないことから、実質的には増額と考えている。
- 補助をしている路線数は。
- △ 2市以上に跨る路線が8路線、本市で完結する路線が2路線ある。
- 過去5年間の路線バス運行に係る市の補助金の実績と市内路線バスの乗客数を調査した。その結果、平成26年度は19の対象路線に対し、年間6,958万5千円、30年度は13の対象路線に対し、年間7,800万円余りの補助を行っているが、この5年間で減少した6路線の名称は。また、26年度に64路線であった市内路線数が30年度には52路線となっているが、減少した12路線の名称は。
- △ 路線については、廃線になった場合もあれば、同じ場所を運行していた路線が統合されて一本になった場合がある。また、この5年間に新設された後、廃線になった場合もあるので、後日資料を作成し、提出させていただく。
- 路線バスの利用者は、平成30年度が約130万人と、26年度の約179万人から約49万人減少している。高岡市総合交通戦略を読み返すと、バス路線の再編や生活路線バス、公営バスの維持、また、廃止になってしまったが、コミュニティバスの路線改善といった方針が示されている。路線バスの過去5年間の利用者数が、約49万人減少していることから、当然、高岡市総合交通戦略に記載されている公共交通の人口カバー率にも大きく影響するものと考ええる。ちなみに、カバー率は2013年度が79.1%、2023年度の目標は83%となっているが、2019年度は総合交通戦略の見直し年次であり、この間の路線バス廃止や利用者数の激減、また、コミュニティバスの廃止による影響等を踏まえ、総合交通戦略を見直すべきと考えるが、見解は。また、人口カバー率について今後はどのように推移していくと考えているのか。
- △ 本市としては、人口カバー率も意識しながら、一般民間路線がカバーできなくなり、交通に不便が生じている地域において、市民協働型の交通を導入する考えである。これは、既存のバス路線を活かしながら、フィーダー交通として機能させることで、交通不便地の方にも快適に移動していただきたいという考えがある。また、バス一本ではなく、様々な交通手段を組み合わせる移動してもらうことも念頭に啓発活動を行っていきたい。
- △ バス路線数、利用者は減少傾向にある。特に市内中心部は、高齢化の進展や商業施設等の郊外への移転等により空洞化が進んでいる。カバー率については、全市の総人口に対して、バス停の場合は300m、軌道や電停は500m、鉄道駅は1kmの円を描き、そのエリアの中に入る人口の割合となる。カバー率の推移については、総人

口が減少していること、また、エリア内の人口も減少していることなどから、一概に増減の推定は、難しいと考えている。ただ、市民の足を確保するため、路線の確保は必要と考えており、事業者の経営努力に加え、本市としても公共交通について一層の支援、広報PRに努めていきたいと考えている。

- 市内路線バスの利用者が5年間で約40万人も減少している状況に危機意識を持っている。バス路線を巡る情勢は厳しく、全国では、平成14年の道路運送法改正以降の規制緩和にともなう参入の自由化を盾に既存の黒字路線に新規事業者が格安運賃で参入することにより、不当な競争が誘発され、黒字路線の減収の結果として赤字路線の維持が困難となり、生活交通のネットワークが崩壊してしまうという問題があった。また、他業界に比べても運転手の賃金が低い状況や高齢化により、運転手の確保が難しい状況がある。利用者がこれ以上減少すれば、バス路線を維持できない状況となる。この打開については、地方自治体のみでは限界があり、国の財政支援が必須である。このことから、国に対し、バス事業者への支援を本市の重点要望事項として強く求める必要があると考えるが、見解は。

△ 市が事業者に対し赤字補てんする分については、国から補助を受けているが、状況も見ながら、国に対しては実情を訴えていきたい。

- 本市では、コミュニティバスが廃止となり、高齢者にとっては住みにくい街となった。そうした現状を踏まえると、高岡市総合交通戦略の基本が揺らいでおり、大幅な見直しが必要と考えるが、見解は。

△ 現在の高岡市総合交通戦略は、平成25年度に策定し、令和元年度が見直しの時期となっている。公共交通を取り巻く環境の変化はあるものの、都市の成長を高める広域交通体系の構築、市内を円滑に移動できる交通体系の構築、安全・安心な交通環境とサービス水準の向上、公共交通を利活用するライフスタイルへの転換といった4つの基本方針については、変わらずに続けていくべきと考えており、目標とする指標の達成状況や計画に掲げる事業の進捗状況などを確認したうえで、施策や事業の見直しについて、検討していきたい。

- 現在、地域バス、地域タクシーの導入を進めているが、地元と当局の意向がかみ合わず、厳しい状況にある。既に地域タクシーを導入した泉が丘地区においても、地元からは、財政支援が弱い、このままでは維持できないという声が聞かれ、下手をすれば無くなってしまう状況にある。こうした状況を直視し、地域タクシーを普及したいのであれば、更に財政支援を行い地元の要望に応えるべきと考えるが、見解は。

△ 市民協働型の交通については、持続可能なシステムの構築が重要である。始めたは良いが、すぐ終わることがないように、使いやすいルートや時間帯の設定等、地域のニーズにどう応えていくかが重要であり、地元と詳細に話し合い、対応を考えたい。単に、市からの補助金で補てんするという考え方もあるが、それにより、持続可能なシステムを担保できるかどうかについては、十分な検証が必要である。

- 地域バスや地域タクシーの導入に向けた課題と打開策は。

△ 新たに地域負担が発生することから、住民には自治会費や特別な料金を徴収することに対する理解が必要となる。しかしながら、この点について、自家用車を運転

できる現役世代と、自家用車を利用しない方々とのギャップがあり、導入を妨げている現状である。そうしたことから、現在運転している人たちには、将来、運転できなくなる日が来ることも想定していただきながら、啓発していかねばならないと考えている。現在、地域バスは小勢地区において運行しているが、地元の方々からは、今後もずっと運行したいとの意向があり、非常に心強い。一方で、導入の検討段階では、若者と高齢者の間で理解し合うことに大変苦勞したと聞いている。そうした事例からも学び、引き続き、各地域に入り、市民協働型の地域交通システムをご理解いただけるよう、努力したい。

○ 泉が丘地区で導入している地域タクシーについては維持、存続が必要である。今まで以上に現場に入り、地域タクシーが存続し普及するよう取り組むべきと考えるが、見解は。

△ 繰り返しになるが、自家用車を使っている人と使っていない人の認識の違いが区内であり、地域交通システムを支えることについて、意思統一が難しい現状がある。また、自治会の会員数も減少する中、10 年、20 年後を十分見据えたうえで、どう生活を支えていくのか、その姿を描きつつ、話し合いを行いたい。地域交通システムを維持し、持続可能なシステムを作ることが重要であると考えており、今後とも努力したい。

【議案 116 号について】

○ 事業主が退職手当や社会保険料の負担を免れるため、現在雇用している職員を再度任用する際、任用終了日と新たな任用開始日の間に空白期間を設けることは、適切ではないとの指摘があるが、会計年度任用職員制度を導入する上での本市の見解は。

△ 本市では、これまでも非常勤の任用にあたり、当該目的で空白期間を設ける運用はしておらず、会計年度任用職員制度を導入するにあたっては、空白期間を設ける考えはない。

○ 本市としては、市長会等を通じて、非常勤職員の処遇改善に向けた国の財政支援を求めるのか。

△ 詳細は示されていないが、国が財政支援を行う方向で検討が進められていると伺っている。本市としても、国に対して働き掛けていきたい。

○ 条例に対応した規則の制定状況は。

△ 規則では、制度の詳細を決めていくことになり、現在、県や他市の状況等を踏まえて検討しているところである。会計年度任用職員の給料については、令和 2 年度の予算に計上する必要があることから、それに間に合うように、年内には、制定したい。

【議案第 130 号について】

○ 令和 2 年 4 月 1 日から「青年の家」を「文化芸能館」に名称変更して運営することであるが、運営者に変更はあるのか。

△ 現在、青年の家については、指定管理者である公益財団法人高岡市民文化振興事

業団が管理運営している。施設名称の変更後も現在の指定管理者のもと、運営する予定である。

○ 文化芸能館の利用者層は。

△ 現在の施設利用者に加え、文化芸能館ということで、文化や芸能に関する団体や幅広い邦楽系の団体に利用いただきたい。また、会議室については、一般の方にも使ってもらえるよう、施設のPRに努めたい。

○ 施設の使用料金は、どうなるのか。

△ 令和元年10月に料金改定を予定しており、現行の約1.5倍となる。この料金を施設名称が変更となる2年4月以降も適用する。

○ 「青年の家」について、知らない人が多かった。今回「文化芸能館」に名称変更するということで、ますます分かりづらくなる可能性があるので、市民に対する周知をしっかりと行うべきと考えるが、見解は。

△ 多くの人に知ってもらうため、名称を変更するに当たり、新規名称を市民と市政等で募集させていただいた。引き続き、名称変更については、市民と市政やホームページ等、様々な方法で周知したい。

【議案第131号について】

○ 「国吉義務教育学校」という学校名に決まった経緯は。また、地域からは他にどのような名称の提案があったのか。

△ 地名については、「須加野庄」や「西山」等の提案もあったが、「国吉」という地名を残してほしいとの声が多かった。また学校種を表す文言としては、新しい、これからの学校という印象のある義務教育学校が良いとの声が児童生徒から多くあり、地域の方とも協議した結果、「国吉義務教育学校」という名称でまとまった。

○ 子どもたちが義務教育学校という名称を選んだことは初耳であった。子どもたちが自分たちの手で学校名を選べたことは、誇りにつながり、この学校が今後地域の顔となっていく期待を感じた。しかしながら、名称決定の過程等については、報告事項ではなく、しっかりと付託議案の説明の中で、触れていただけると、この場での議論も速やかに進むと考えるので、今後はそのような対応をお願いしたい。（要望）

○ 統廃合の是非が問われた裁判、昭和51年6月名古屋高裁判決は「統廃合で徒歩通学の機会が失われることにより、人格形成上、教育のよき諸条件を失う。」と、徒歩通学が子どもの人格形成に果たす役割、地域の人々や自然のとのふれあいの重要性を示して、廃校処分の取り消しを認めたことがあった。本市でも、統合を進めていく上で、この判例の趣旨を理解すべきと考えるが、見解は。

△ 一定の距離を毎日歩くことは、心身の健康や成長にとって大変重要であると考えている。今回、統廃合により、石堤小学校はバス通学に移行することになるが、路線バスを活用する方法で検討を進めている。その際、例えば、石堤小学校を乗降の拠点とし、そこから、歩いて自宅へ帰ることや自宅からそこへ出向くことになるので、一定の距離は毎日歩くことになる。また、その通学路については、引き続き、見守り隊を地域の人をお願いしたいと考えている。

〔討論〕

（議案第 113 号のうち本委員会所管分に賛成の立場から）

- 公共交通のあり方について、バス路線の減少、利用者の激減、コミュニティバスの廃止、また、地域タクシーの運営上の課題を踏まえ、高岡市総合交通戦略を抜本的に見直すべきと考える。また、自治体、交通事業者、国・県、市民の役割を明記した交通基本条例を策定し、市民参加型の公共交通を実施している岐阜市等の事例も参考に、本市においても関連条例を制定するなど、努力を求めたい。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

- (1) 学校の再編統合に係る準備会及び地域懇談会の進捗状況について
- (2) 令和 2 年高岡市「新成人の集い」の開催日時及び会場について

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【地域懇談会における市民の声について】

- 地域懇談会における「小学校の統合は、財政上のことを優先しているだけではないか。」との市民の声に対する、見解は。
- △ 本市としては、教育環境の充実のために、学校再編を進める考えであり、ご理解いただきたいと考えている。一定規模の学校であれば、多くの子どもたちが出会うことになり、お互いに刺激し合えること、また、多様な友達を作ること、人間関係が広がり、考え方、行動、体験の幅も広がること、さらに、教員の数が増えることにより、複数の目で、子どもたちを見守ることができるようになることなど、説明させていただいた。
- 小中一貫教育のデメリットは何か。
- △ 小・中学校の 9 年間で人間関係が固定化するといったことが言われるが、これについては、既に福岡や牧野、中田中学校区において、小・中学校が地域に一校ずつであり、全国でも同様の事例はあるが、大きな問題にはなっていない。
- 市民からの「学校は地域の核である。コミュニティが崩れないように配慮してほしい。」との声に対する見解は。
- △ 地域において、学校はコミュニティの拠点として大きな役割を果たしていることは、十分認識している。統廃合により、学校が無くなる地域も出てくるが、公民館の利活用を含め、地域の方々とも引き続き、話をしながら進めていく。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

○ 次回の常任委員会の開催について

10 月 18 日（金）午後 1 時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【補助金の基本的な考え方（素案）について】

- 令和元年 8 月から実施した、補助金の基本的な考え方（素案）についてのパブリックコメントにおいて、どのような意見があったのか。
- △ パブリックコメントの募集については、市民と市政やホームページ等を通じて周知したが、意見は無かった。今後予定している高岡市行財政改革市民懇話会の場において、再度議論し、市内部でも点検を進めながら、令和元年度中の策定に向けて取り組みたい。
- 地元では、「自身が関係している団体、事業の補助金はどうなるのか」、「事業は、どのように点検するのか」といった質問等を多数いただいている。一方で、今回、意見が無かったということは、実態と相違があると感じる。今後、市民や補助金を交付している各種団体とは、しっかり話し合い、進めていただきたい。（要望）

【送電設備の維持管理について】

- 台風 15 号により 2,000 本を超える電柱が倒壊し、送電設備に重大な損傷があった千葉県の教訓を踏まえ、北陸電力株式会社に対して、送電設備の維持管理について厳格な対応を要請すべきと考えるが、見解は。
- △ 北陸電力株式会社とは、日常的に災害対応等について協議している。送電設備の維持管理についても、お願いしていく。

【非常電源設備の具備状況について】

- 本市の公共設備における非常電源設備の具備状況は。
- △ 市民病院、消防本部、上下水道施設にも非常用自家発電設備があり、拠点避難所の各小学校には、小型発電機を整備している。市役所本庁舎にある非常用発電機は、本庁舎、車庫棟に約 70 時間分の電力供給が可能である。それ以上電力供給が必要な場合には、富山県の石油商業組合から燃料を補給する。また、北陸電力株式会社に要請すれば、予備的に移動用電源車をご支援いただけるほか、レンタル会社との協定により、可搬式の発電機を借りることができる。

【市税等の納付について】

- 市税等の減免対象者について「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」を規定している場合があるが、「公私の扶助」について、どのように理解しているか。
- △ 生活保護法の規定による扶助を受けている方については、税について減免の規定があり、本市でもそのように対応しているが、そこに至らない人もいます。ご質問には、納税が困難な方へのきめ細やかな対応を求める意図が含まれていると察する。本市としては、生活保護の開始に至らない場合にあっても、納税相談により、生活実態の聞き取りや資料等の提出により、納税猶予に該当するか否か、あるいは分割納付で対応するのか、一人ひとりに応じた納付方法を検討し、対応していきたいと考えています。
- 過去の国会の議論では、住民税の減免を受けられる公私の扶助を受けている場合について、生活保護法による各種扶助だけではなく、就学援助や児童手当の受給世帯等も該当する旨の答弁があったと記憶している。この答弁内容が今も有効か調査いただくとともに、当局には減免対象者に幅があることを理解の上、対応をお願いしたい。(要望)

【公共施設の利用料値上げについて】

- 令和元年 10 月から公共施設の利用料が値上げとなるが、半年前に施設の利用を申し込んだ方から、申し込み時に料金変更に関する説明が無かったと伺った。市民に対し、しっかりと周知したのか。
- △ 各施設において、周知の徹底に努めてきたが、ご不快な思いをされた方には、お詫び申し上げたい。今後とも周知の徹底に努めたい。
使用料の見直しについて、令和元年 10 月 1 日から行われることから、元年 4 月に各所管課あてに、施設の指定管理者、関係団体、施設利用者等への周知を図るよう文書で依頼した。その後、市民と市政 5 月号に使用料金の改正内容を掲載するとともに、市ホームページにも情報を掲載し、幅広く周知してきたところである。また、各施設の周知方法については、張り紙や利用申し込み時に、窓口で説明するといった対応を行っていると聞いている。あわせて、苦情等の有無についても確認したが、その時点では特に聞いていないという状況であった。10 月 1 日の料金改定日が近づいてきたことから、改めて、周知徹底を図りたい。

【「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会 in 富山の PR について】

- 令和元年 10 月 16 日から開催されるが、それに先駆けて、元年 9 月 24 日からラッピング広告を施した万葉線が運行している。引き続き、効果的な宣伝をお願いしたいが、今後の情報発信の方法は。
- △ ラッピングは、9 月 24 日から 10 月 20 までの期間限定で、万葉線アイトラムと富山市内を運行するセントラムに施されるということについて、県が報道発表された。総会の開催を PR する目的に加え、期間限定のラッピング車両であることを、SNS 等で拡散してもらい、万葉線の PR にもつなげたい。

〈 当局から次のとおり報告・説明があった。 〉

〔市長政策部〕

。とやまロケーションシステムについて

〔総務部〕

。市制施行 130 周年記念シンポジウムの開催について

〔教育委員会〕

。福岡歴史民俗資料館特別展「瑞龍寺奉納刀“家重”と北陸の名刀たち」について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（27名）

市長政策部長	福 田 直 之	会計管理者 会計課長	堂 故 真 二
市長政策部政策監 次長	赤 阪 忠 良		
都市経営課長 広域連携推進室長	柳 原 隆	教育長	米 谷 和 也
広報情報課長	新 田 泰 弘	教育次長 教育委員会事務局参事	杉 森 芳 昭
文化創造課長	寺 井 知 恵	教育次長 学校教育課長・教育改革推進室長	高 松 毅
総合交通課長	上 田 浩 樹	教育総務課長	中 保 哲 憲
秘書課長	関 原 総 臣	生涯学習・文化財課長	大 野 洋 靖
		スポーツ課長 東京オリンピック・パラリンピック推進室長	山 本 明 宏
総務部長 選挙管理委員会事務局長	二 塚 英 克	福岡教育行政センター所長	氷 見 和 人
総務部次長 参事	戸 田 龍 太 郎		
総務部次長 納税課長	古 川 京 子	監査委員事務局長	森 田 充 晴
総務課長	上 森 智 美		
総務課 危機管理室長	山 森 久 史		
人事課長	長 谷 川 聡		
人事課 経営管理室長	津 幡 佳 成		
財政課長	長 久 洋 樹		
管財契約課長	竹 沢 修		
市民税課長	永 井 正 之		
資産税課長	上 口 裕 之		